

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和3年8月31日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和3年8月31日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二	委 員	吉 岡 清 彦

欠席委員

な し

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
係 長	江 口 美 和 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	栗 山 浩 二	健康保険部長	志 田 純 子
水道局長	田 中 一 之	会計管理者	宮 崎 伸 之
教育次長	山 本 昭 彦	総 務 課 長	村 田 ゆ かり

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和3年第3回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時28分
閉 会 11時07分

○委員長（岩永政則委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。9月7日招集の第3回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに議長の挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。8月も今日で終わりになり、こういうコロナ禍の中でございましたけれども世界の祭典東京オリンピック、また現在パラリンピックが行われており、開催についてはいろいろ賛否があったようでございますけれども、選手の皆さんが頑張る姿を見ますと、やっぱり感動と勇気を皆さんももらったんじゃないかなと思っておるところでございます。また身近なところで、私も高校野球が大好きでございますので、長崎商業が長与の地にありますけれども、大会の中で長与という名前がたまに出てきておまして、大変私も嬉しく思ったところがございますけれども、3回戦まで駒を進められ、3回戦で敗れはしたものの本当に立派な戦いじゃなかったかなと感銘したところがございます。こういう明るいところもありましたけれども、一方では皆さん御心配をされておりますコロナ感染がまだまだ収束に至りません。緊急事態宣言、そしてまた、まん延防止が長崎も出ておりますけれども、まだまだ油断はできないというところがございますけれども、一つ、皆さんにお礼を申し上げたいのは、ワクチン接種が長与の場合は順調に進んでいるのではないかということで、皆さんからも「長与は良かね」という言葉を聞くと、私も嬉しく思っております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。まだまだ続くと思えますけれども、早くワクチン接種が終わって、少しでも安心するような事態になるようお願いをしたいと思います。さて本日は令和3年第3回長与議会定例会が始まるわけで、今回は決算が主な議題となるわけでございますけれども、いつものように慎重審議で臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。少し長くなりましたけれども挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

次に町長の挨拶をお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。先日小学校中学校のテスト、数学、国語等々の結果が出ておったんですけども、本当に長与の小学校中学校の人たちは頑張り屋で圧倒的県下では1位ですけども、全国でもほぼトップレベルというところに来ています。そういった成績が出ていました。私も本当に教育者の皆様方には敬意を表しますとともに、地域の方々とか、親御さんとか、本当に皆さん方よく頑張ってくれて育てていただいているなということで、敬意を表したいと思っております。先程議長がおっしゃったように

新型コロナウイルスということでございますけども、長崎県もまん延防止等重点措置が適用されるということになりましたけども、九州の中でも長崎県は結構頑張っているんじゃないか思っています。少ないですよ、数が。長崎県が頑張っているということは、市町が頑張っているということでございます。先程ありましたように、ワクチンが一番大きな効力があります。長与町の職員は、このワクチン接種ということで、皆さん方に行き渡るようにということで、今、頑張っておりますので、議員各位の御支援、御協力を、またさらなるものを賜りたいというふうに思っているわけでございます。今日は第3回定例会に係ります議会運営委員会でございますけども、こうして開催をしていただき誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それでは、令和3年第3回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案につきまして、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会では報告が3件、そして議案23件を予定しております。議案の提案内容につきましては、これから所管の部長の方から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは最初に総務部関係につきまして。

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

皆さんおはようございます。説明をさせていただく前に訂正方をお願いいたします。皆様にお配りしております議案概要についてでございます。議案番号、1ページ目でございますが43号の次がまた43号ということになっておりますので、ここにつきましては44号ということでお願いをいたします。それでは説明をさせていただきます。総務部では報告が1件、議案が3件でございます。まず報告12長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定の個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例改正の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年8月3日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。次に議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政手続における負担軽減及び利便性の向上を図り、押印または署名を求める手続きの見直しを行うため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。なお、改正する条例につきましては4本で、総務課所管が2

本、学校教育課が1本、産業振興課が1本でございます。続きまして議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加し、補正後の予算総額を818万1,000円とするものでございます。次に議案第64号人権擁護委員の推薦につきましては、任期満了に伴い推薦を行うもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に企画財政部関係につきまして。

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案等について御説明を申し上げます。件数は5件となっております。まず報告11令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてです。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をするものです。次に、専決処分の承認について3つの議案があります。議案第42号令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて。議案第43号令和3年度長与町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて。議案第44号令和3年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてです。3件とも新型コロナウイルス感染症対策として緊急で実施する必要があった事業に係る歳入歳出予算の補正で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。これらの補正予算は、長崎県の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請に伴う町内飲食店等への協力金の支給事業に係るものです。まず議案第42号（第3号）の補正予算では、県内の感染状況により8月6日から県全体の感染段階がステージ4に引き上げられ、8月10日火曜日から8月23日月曜日までの14日間、飲食店等への営業時間短縮要請がなされました。その全ての期間で営業時間短縮を実施した店舗に対して、国の基準にのっとり、店舗の事業規模やその売上高などに応じて、一日当たり2万5,000円から最大で20万円の協力金を支給することとなりました。県の補正予算が8月6日に専決処分されたことを受け、同日付けで専決処分をさせていただきました。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万8,000円を追加し、補正後の予算の総額は145億8,937万5,000円となりました。次の議案第43号は、8月19日に長崎県全域に県独自の緊急事態宣言が発令され、8月23日までであった営業時間短縮要請が9月6日月曜日までの14日間延長されたことに伴う協力金の支給事業に係るものです。事業の内容は前回の協力金支給事業と同様で、県の補正予算が8月20日に専決処分されたことを受け、同日付けで専決処分をさせていただきました。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万8,000円を追加し、補正後の予算総額は14

6億1,936万3,000円となりました。次の議案第44号は、8月25日に県内の急激な感染拡大を受け、政府の本部会議において長崎県にまん延防止等重点措置が適用され、その期間が8月27日から9月12日までと決まりました。それに伴い9月6日までであった営業時間短縮要請も9月12日日曜日までの6日間延長されたことに伴う協力金の支給事業に係るものです。長与町における事業の内容はこれまでと同様で、県の補正予算が8月26日に専決処分されたことを受け、同日付けで専決処分をさせていただきました。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,285万2,000円を追加し、補正後の予算総額は146億3,221万5,000円となりました。最後に議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）です。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ694万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を146億3,916万円とするものです。以上5件でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に住民福祉部関係につきまして。

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。住民福祉部所管分の報告について御報告をさせていただきます。報告13号調停の申立て等に係る専決処分の報告につきまして御報告いたします。本報告は、本町高田郷で発生した物損事故に係るもので、調停の申し立て等について、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年8月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。なお調停の相手方につきましては損害を与える点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和元年10月23日午後1時15分頃高田郷内で発生したもので、住民環境課嘱託職員が町所有の車両を運転して本件事故発生場所付近を走行中、相手方の宅地前の道路を右折する際、安全確認不足により車両の右後輪部分を相手方の駐車場の一番手前にあるポールに接触させ、当該ポールを損傷させたものでございます。当該ポールは、一旦和解の了承により修理会社による修理が完了いたしました。その後、和解を覆したため、町、保険会社、弁護士により粘り強く交渉を重ね、和解が整いつつある場面もありましたが、結果として和解の成立まで至らなかったということでございます。町といたしましては、これ以上交渉を重ね当事者同士での和解による解決を図ることが困難であると判断したため、令和3年4月27日に修理会社と免責的債務引受契約を締結し、当該ポールの修理費の全額14万3,000円を町が引き受けております。当該修理費は、免責的債務引受契約により町が加入する自動車損害共済金により、令和3年5月18日に長崎県町村会により修理会社に支払われております。本件事故による町の債務は当該ポールの修理費の全額14万3,000円であり、当該ポールの修理の完了により本件事故による町の債務は存在しないにも関わらず、示談が整わないということから本調停を申し立てているものでございます。今後の方針に

については、代理人弁護士を選任して調停を遂行し、調停の目的に達した場合は和解となります。また、調停が不調となれば本案の訴訟を提起し、判決の結果、必要がある場合は控訴、上告をさせていただきたいと考えております。報告を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

次に健康保険部関係につきまして。

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆様おはようございます。健康保険部では議案3件を上程する予定でございます。初めに議案第49号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億869万5,000円を追加し、補正後の予算総額を40億5,148万1,000円とするものでございます。次に議案第50号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、補正後の予算総額を5億6,326万6,000円とするものでございます。次に議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,767万5,000円を追加し、補正後の予算総額を31億203万9,000円とするものでございます。また、既定の介護サービス事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3,159万円とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に建設産業部関係につきまして。

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。建設産業部では議案2件でございます。初めに議案第46号長与町開発行為に関する条例につきましては、町の行政区域内で行われる開発行為につきまして長与町土地開発に関する条例を廃止し、新たに開発行為に関する協議、その他の必要な手続きを定めるものでございます。次に議案第62号町道路線の認定につきましては道路法第8条第2項の規定により、民間開発により整備した新規路線に伴う路線の認定を行うものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして教育委員会関係につきまして。

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。教育委員会所管の議案につきまして御説明をさせていただきます。教育委員会からは、議案第63号長与町教育委員会委員の任命についての議案が1件でございます。こちらは任期満了に伴います長与町教育委員会委員の任命につ

きまして、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、水道局関係につきまして。

田中水道局長。

○水道局長（田中一之君）

皆様おはようございます。水道局所管では、補正予算の議案第52号、53号、及び水道下水道事業の剰余金処分、決算認定に係る議案第60号、61号の4件を上程しておりますので御説明申し上げます。それでは議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）について。既定予算の水道事業収益を533万9,000円増額し、補正後の収益総額を8億834万円とし、次に既定予算の水道事業費用を454万6,000円減額し、補正後の費用総額を7億2,292万4,000円といたします。また既定予算の資本的支出を4万1,000円増額し、補正後の支出総額を3億5,471万7,000円とするものです。また議会の議決を経なければ流用することのできない経費を454万6,000円減額し、補正後の金額を9,872万1,000円といたします。次に議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）について。既定予算の下水道事業費用を991万4,000円減額し、補正後の費用総額を9億3,814万1,000円とし、また既定予算の資本的支出を744万7,000円増額し、補正後の資本的支出総額を5億8,195万7,000円とするものです。また議会の議決を経なければ流用することのできない経費を780万6,000円減額し、補正後の金額を7,179万7,000円といたします。次に議案第60号令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての2つの議案につきまして御説明申し上げます。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく剰余金処分、併せて同法第30条第4項の規定に基づく決算を、議会の認定に付するものでございます。その概要といたしまして、議案第60号水道事業においては事業収益8億2,634万9,599円、事業費用6億5,853万8,875円、資本的収入1億5,295万5,000円、資本的支出2億6,291万5,621円。次に議案第61号下水道事業においては、事業収益10億5,114万8,669円、事業費用9億4,371万2,800円、資本的収入2億6,887万7,145円、資本的支出4億6,795万8,623円となっております。以上、水道局所管4議案について御審議をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

最後に会計関係につきまして。

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

皆様おはようございます。それでは会計課所管の議案につきまして御説明申し上げま

す。議案第54号から第59号まで6議案につきまして、一般会計及び特別会計の決算で地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。それでは議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額191億8,490万7,572円、歳出総額181億2,493万1,665円で、歳入歳出差引額は10億5,997万5,907円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は1億2,109万1,000円となっております。実質収支額は9億3,888万4,907円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5億5,000万円としております。議案第55号令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額834万7,628円、歳出総額682万3,962円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は152万3,666円でございます。議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額41億1,043万271円、歳出総額40億173万3,514円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億869万6,757円でございます。議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額5億4,709万6,871円、歳出総額5億4,616万1,371円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は93万5,500円でございます。次に議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。保険事業勘定では、歳入総額29億8,832万792円、歳出総額27億8,515万892円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億316万9,900円となっております。介護サービス事業勘定では、歳入総額2,565万5,369円、歳出総額2,520万1,113円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は45万4,256円となっております。最後に議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額9億9,625万299円、歳出総額9億8,935万1,286円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は689万9,013円でございます。以上6議案におきまして、各会計の決算の認定をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

以上で議案等の説明は終わります。

次に一般質問の通告及び請願等につきまして説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者11名、質問件数24件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりでございます。請願、陳情についてはありません。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に

付託するものは、議案第45号、議案第48号から51号まで、議案第55号から議案第58号まで。産業文教常任委員会に付託するものは、議案第46号、議案第52号から議案第53号、議案第59号から議案第62号まで。それから議案第47号、議案第54号につきましては、委員会条例第2条に基づき、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会にそれぞれ分割付託といたします。本会議即決につきましては、議案第42号から議案第44号、議案第63号から議案第64号。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定をいたします。

続いて会期日程（案）につきまして説明をさせます。

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、9月7日火曜日から9月17日金曜日までの11日間で、7日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程、提案理由説明までです。そして一般質問その後、議員全員協議会。8日水曜日、一般質問、9日木曜日、一般質問、その後、議案審議、質疑、付託または即決となっております。10日金曜日、付託案件審査、11日土曜日、12日日曜日は休会です。13日月曜日から14日、15日まで付託案件審査。16日木曜日が付託案件審査予備日、委員長報告の取りまとめといたしまして、17日金曜日に委員長報告、採決の予定でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することに異議ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

17日に最終日を迎えるということで、ちょっと詰め過ぎかなと思うんですね。5月14日の議運で、今回の新しくなった委員会を想定して分割付託表を皆さんに配布されたと思うんです、予算分を。それと変わらないぐらい今回の総務厚生常任委員会の分量というのは、前回の総務の分よりもかなり分量も多くなっておりますし、4件の特別会計を抱えているということで、この5日間でプラスの16日の審査予備日を取ったにしても委員長報告等の調整とかもありますので、17日はやはり厳しいです。できれば22日、本会議、21日を報告書の調整日として、17日までを付託案件審査ということで調整をお願いしたいと思うんですけれど。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに意見がありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

総務厚生委員長からそういう提案がなされているので、委員会審査を進めるに当たって十分にできるのかという御心配の提案でしょうから、延ばす分については私も賛成します。特に、委員会での審査が今回から増える部分もありますし、町道認定路線など現地の調査等も考えないといけないと思いますので、できれば余裕がある日程を組んでいただきたいと思います。併せて、前回どの議会だったかちょっとよく分からないんですけども、早く終わった分については本会議を早めにやって終了しても構わない。一般質問も初日からというのは、新型コロナ対策の影響を考えてそういう形の日程を組まれていると思うので、委員会審査が早く終了して17日でも本会議が開けるという環境が整えば、それはそれで前倒しで本会議をやるというのはもう全然問題ないかなと思いますので、日程上はちょっと余裕を持って組んでいった方が私も安心かなと思いますので、そういう配慮をしていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それぞれ委員長から意見が出ておりますので敢えてなんですが、今日の新聞によその自治体の例が書いてあったんですが、会期自体は結構長く設定をされて、早く終わった分には早く閉めるというようなことで書いておったんですけども、そういうことで今の意見を聞いておりますと、17日の次の土日の次の21日火曜日ぐらいまでを会期にして、今、木曜日から予備日にしておりますけども、これを木曜日、金曜日、月曜日ぐらいまでを全部予備日にして、早く終われば早く終わったで17日で決着をさせるというようなことでやられたらどうかなというふうに思っておりますが。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにはないですね。ちょっと意見が委員から出ておりますので、ここで執行側につきましては退席をいただきまして、決定後に事務局長をして連絡をさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。いろいろ意見が出ておりましたけれども、最終的に調整をさせていただきたいと思いますが、局長から最終案につきまして申し上げますので、よろしくをお願いします。

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

まず9月7日の火曜日が初日本会議で議案上程、一般質問3人。その後に全員協議会。

8日水曜日が一般質問5名。9日木曜日が午前中2名、午後1名。そのあとに質疑、付託、採決を行って、本会議は9日までで終わると。そして10日の金曜日から委員会の付託案件審査に入って、土日休会、そして翌月曜日から木曜日までを付託案件審査。17日金曜日を付託案件審査予備日。そして3連休を挟みまして、21日火曜日が付託案件審査の予備日。そして22日水曜日が本会議で委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま局長から調整案を出していただきましたけども、そのとおりに決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をされました。

それでは、その他の件につきましてはいいですね。

以上をもちまして、令和3年第3回長与町議会定例会についてを終了いたします。

10時半まで休憩をいたします。

（休憩 10時13分～10時28分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。今日、2、3点ございますので順次進めていきたいと思っております。資料を今配っておりますが、まず初めに全員協議会への報告事項についてを議題といたします。別紙により事務局をして説明をさせますので、今日はその確認をお願いしたいと思っておりますが、最初に先般から協議をいただきました長与町議会の運営に関する基準が2枚目にあると思っておりますが、局長をして説明申し上げます。富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

お手元にカラー印刷の両面のものが配っていると思っております。右肩に9月7日全員協議会と書いております。こちらにつきましては前回、前々回の議運の中で決定をした結果、上から2番目の会規39につきましては「委員会付託を省略して即決」っていうところを入れていたんですけれど、「即決」は削るということで、それを削ったものとなっております。それと会規89でございますけども、事務局提案が改正しないということで決定を受けましたので89については除いた状態で、それ以外は議運で承認を得たものということでまとめさせていただいております。こちらにつきましては9月7日の全員協議会で説明して皆さんの御意見をいただいて、もし何もなければ、このとおりで決定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

次に全員協議会の報告についてを、課長をして説明申し上げます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

先程の資料の一番上に全員協議会への報告というのがありますけれども、こちらの方

を全員協議会で報告したいと思います。議会運営委員会における決定事項ということで、6月11日に令和2年7月17日に開催された全員協議会において「長与町議会災害等対策会議設置要綱」並びに「長与町議会災害等行動マニュアル」についての意見を求めたところ、1件の意見が出された。その後、審議できず今日に至り、結果を得るために協議し、別紙のとおり決定したということで、こちらの別紙が6月28日の全員協議会で皆さんにお配りしたものにプラスして、施行日を入れていませんでしたので、施行日令和3年7月1日を記入して皆さんにお配りしたいと思います。それと8月2日①「(仮)長与町議会の運営に関する基準」について、委員会条例の改正に伴い、常任委員会の名称変更及び文言整理を行った。こちら先程局長が説明した分になります。②町の施策を策定する委員に就任することは、公益性の見地から検討することにした。町長の諮問機関の委員(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表(第2条関係)に定める職務)の就任については、法律等に規定されているもの及び開票立会人を除き、別紙の事由により辞退することに決定した。ということで、先程お配りした3枚目、こちらの方を配布したいと思います。説明は以上になります。

○委員長(岩永政則委員)

それでは資料を3枚、2人から説明を申し上げましたので整理をしていきたいと思いますが、初めに局長から説明がありました長与町議会運営に関する基準校正案、これの報告をこのように前々回を含めて決定をいたしましたので、会規89につきまして改正無しということで、記載無しでございます。大体そういうことで整理をしておりますが、何か気づきの点があれば申し上げていただきたいと思います。もしなければもうこのとおり報告をして、基準の改正の手続きに入っていきたいと思います。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、基準につきましてはこのとおり報告をしていきたいと思います。

次に全員協議会への報告について、別紙でありますように2回開催をしておりますので、これを9月7日に報告したいということでございます。中身について「何かこれ違うんじゃないの」というようなお気づきの点ありませんか。無いですか。それじゃ、このとおり決定して皆さん方に報告するように、全協でですね。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、それではそのように進めさせていただきます。

次にタブレットの導入の件につきましてを議題とさせていただきます。先の議会運営委員会におきまして、メリット、デメリット等について意見を皆さん方に求めておりました。そして3人から提出がされました。それでは、それらにつきまして説明をしていただきたいと思います。別紙に差し上げております。西岡委員につきましては委員外委員でありますけれども、せっかく出していただいておりますので、合わせて3名から出ておりますのでそれぞれ説明を求めたいと思います。

最初に堤委員、お願いします。

○委員（埴理志委員）

私の私案で、まず第1点目に目的をはっきり謳った方が良いんじゃないか、何のためのタブレットの活用の提案なのかっていうことで、基本条例の中に謳っている議会のいろんな原則ですね。こういったものを積極的に推進するための、あくまでもそれが目的ですよということを書いております。それから議案の閲覧について、これはよく検討しないといけないと思ったのが、画面が小さいことでどうなのかっていうのはもう率直に書かせてもらいました。ですから、従来の紙の媒体とデジタル、それぞれのメリットとデメリットがあるんじゃないかと思うので、当面、併用して、それぞれの長所短所を理解しながら活用してはどうかという意味で書かせていただきました。それとやっぱり、タブレットに膨大な量の議案とか、参考資料等を一括して保存できるというところの利便性があります。そして配布資料という次のページなんですけれども、これも同じで、配布資料に限らず自ら調査研究した資料等、この中に入れ込んで持ち歩いたり、印を付いたり、書き込んだりということ、非常に効率的なそういう資料等の準備ができるんじゃないかということです。それから、もう1つがインターネットに接続ができるということ、これで調査主体事項を収集、整理、検索してできるということと、もう1つが分厚い例規集を持ち歩かなくてもインターネットに接続してあれば、目的の条例、そして項目に素早くたどり着くことができるという、これも非常に大きなメリットではないかということ、あと一般質問、議案に対する調査活動、情報の収集、整理が効率よくできるということ。それからこれはあくまでも事務局との、まだどういシステムかは決まってないですけども、うまく活用できれば事務局からの連絡の受信、うまくいけば事務局の事務負担の軽減にも繋がるんじゃないかなと思っております。それから、そういうものを進めていく上で、今後についてということで3ページ目に書いているのが、4階に今、無線LANの配備がされていなくて、これを4階で無線でインターネット回線が繋がるような設定ができれば非常に助かるなというふうに思っております。やっぱり侵入防止のためにパスワードを設定して、そういうセキュリティ対策もする必要あるんじゃないか。議員の改選後は、パスワードも当然変更するというような対策も必要じゃないかと思いました。それから、研修がずっとできずにいますけれども、コロナ禍の中でもインターネットのウェブを使った研修等もできるんじゃないかということ、その下も似たようなことですけども、コロナが収束してからでも、例えば北海道とか、予算的に厳しいような所の自治体の先進事例も、遠隔地の自治体の先進事例を研修することができるようになるということ、これはコロナに限らず、今後有効に活用できるんじゃないかと思えます。また対面式のいろんな会議、Zoomは今、非常に使われておりますけれども、こういったものを活用して簡単な協議であるとか、打ち合わせなんかも密を避けてできるんじゃないかと思えます。最後にセキュリティ対策と書いているのは、執行部の方でのいろんなデータのやり取り等と、あと議会でのやり取りはやはりセキュリティの関係で分けておく必要があるんじゃないかっていうこと。その2点を

書かせていただいております。それから最後のページにその他ということで、これは当然、その分の経費をどうするのかというのが出てくるということと、あと実施するに当たっては、取り扱いの要綱要領の作成が必要じゃないかと思imasので一応書かせていただきました。それも一から策定するんじゃないかと思imasので既に実施している自治体の例を参考に、たたき台はもうあると思うのでそう手間も掛からずに作れるんじゃないかと思imas。ちょっと走り書き的な形で申し訳なかつたんですけども、私としては以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。

続いて金子委員、お願いします。

○委員（金子恵委員）

前回の議運の中でタブレット導入のメリット、デメリットをとということでしたので、メリット、デメリットに特化して資料を作らせていただきました。様々、具体例を書いておられますけれどもメリット、デメリット、これ全てインターネットで拾った分なんですけれども、多くの導入された議会の中、また導入できない議会、その中でメリット、デメリットを拾い上げて作成をしてみました。メリットに関してはやはりペーパーレス化ということが挙げられ、省資源化ですね、これ。このペーパーレスによって、職員の労務負担の軽減も図られるということで書いてありました。コストの低減は、印刷負担が少なくなったことで紙のコストも削減できますし、これに合わせて行政から出てくる資料も増えたというメリットもあるようです。会議の効率化は、今まで資料を提出して欲しいということで時間がかかっていたところが、格段に短縮されるということです。議員間討議の充実ということで、タブレットを使い資料を見ながら議員間討議の充実、自由討議ですね、よく言う。そちらの方の充実が図られるというものもありました。長所ですけれども、タブレットがインターネットに繋がっているということで、曖昧なことに関してはもうその場で数字、資料に基づいた議論が、調べることで行われるということです。それと長与町議会の場合、図書室が充実されてない、環境的にも、場所的にもという状況ですけれども、タブレット中に電子図書の充実を図ることができるということのようです。議会報告会等そういうものにも活用ができるということで、こちらの方の活用は即利用ができるのではないかと思います。コロナ禍においてオンライン会議などをほかの議会が行っておりますけれども、そちらの方の活用もすぐにできるということで、有効なツールではないかと思imas。逆にデメリットですけれども、先程堤委員もおっしゃったように、やはり画面が小さいので今まで予算書、決算書等書き込みをしていたのが、書き込みがしにくいというのがありますし、その画面範囲内ではしか閲覧ができないとか、そういうものがあるようです。最後に、ITリテラシーが要求されると思imasけれども、確かにタブレットの操作ができないとか、そういうふうな抵抗感というのは多少あるかと思imasけれども、こちらの方は紙媒体と併用しながら慣れていくということで解決をするのではないかと思imas。結論的

なものは私は書いておりませんが、タブレット導入に関しては、メリットの方がいろいろ調べた結果、多いのではないかとということで、導入を検討するに値するというふうに、結果として個人的には思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。

次に西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

メリットは今、お二人が言われたのとほぼ一緒だと思います。デメリットは、全員がすぐ使用できるわけではないというところ、多少研修が必要だというふうに思います。それと、結論として下にご書いてございます、全国市町村でいまだに導入している所が3割にも満たないということ、時期尚早と考えます。これは、特に町村では導入が遅れているというところがあるそうです。早稲田大学の政治研究所ですか、北川先生が居る。あそこをネットで引いてみたらやはり3割にも満たないという。それには多分財政のこともありますし、ほかのこともいろいろあるんだろうなと思います。大局的な見方としましてはSDGsの考え方にある「誰一人取り残さない」という思想とは相反する考え方で、タブレットの操作ができない人もいるのに強引に導入しようとする委員の方も見受けられるのは非常に残念だ、本来、社会的、政治的弱者に目を向けなければならない常識が、本町の議員の中にそのような議員がいるのは非常に残念だ。最後にタブレットを導入して何がどのように変化するのかということ、もう少し見極めてから導入を考えてはどうだろうかという結論に私は達しました。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

どうもありがとうございました。それぞれ考え方を述べていただきましたけども、今日は意見交換までには至らないような形で、一応これらにつきまして念頭に置いていただきまして、議会が終わったあとに日程を決めていきたいと思っております。その段階から正式にタブレットにつきましての議論を開始していきたいと思っておりますので、皆さんいいでしょうか。いいですか。そしたら今日は、このタブレットにつきましての意見、メリット、デメリットにつきまして以上で終了をさせていただきたいと思っております。

それから、次に意見書を別紙に差し上げております。また前年と同じような、テーマもちょっと変わっておりますけども意見書の提出の要請がっておりますので、事務局をして簡単に説明を申し上げます。いついつ何々ということで。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

こちら今、委員長が言われたとおり、昨年同様に「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財源の充実を求める意見書」ということで、全国町村議会議長会の方から依頼が来ております。こちらの方が内容的にも昨年とあまり変わってはいませんが、新型コロナウイルスの拡大で経済的、社会的影響を及ぼし国民生活への不安が続いてい

る中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しているということで、そちらの地方交付税等の一般財源総額の確保充実を強く国に求めていくためにこの意見書を提出したいということで、先程申しました全国町村議会議長会の方から出ております。意見書の内容、そして参考ということで2枚目以降に両面で印刷をしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

簡単に説明がありましたけれども、実は、まだ議題に上げる状況にはございませんで、9月7日の全員協議会で議長から、前回もそうでしたけども説明をして、この取り扱いについてどうするかということの議論をいただくのが1つ。そして、その内容について意見書が別紙にあります。前回とは先程言いますようにテーマそのものも変わっており、議長の方から、皆さん方から意見を求めて何日か置いて、それで文言を出していただく方がおれば要請いただくと。それでそれが出てき次第、前回もそうでしたけども議運に振りまして「議運で意見調整をしてください」という形になるだろうと思うんです。そして、議会運営委員会を開いてこの文言の整理をするということで、そうなりますと前回と同じように「これは意見書を出そう」ということに決定をされれば、議運の発委で御提案を申し上げるということになろうというふうに想定をしておるような状況でございまして、今日この内容が「ああだこうだ」という議論には至らないと。今日は参考に差し上げて、誰も議員の皆さん方お持ちでないんで、これはもうここだけのものとしてお持ちをいただいて、9月7日に配布をして、それからスタートするというごさいますので、その点御理解をいただきまして、敢えて今日は議長も参加をしておりますので、そういう形にいかがというふうに思うんですが、議長、何か御意見ございますか。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

またお願い事が来まして申し訳ございませんけども、ただいま議運長が言われますとおり全国町村議会議長会の方から来ておりますので、やっぱり私も立場上、出していたきたいという思いは持っております。ただ9月7日に全協の中でこれを諮りまして、その辺、取り計らいをどうするかという結論を出していただきながら、あとは出すとなった場合、昨年もちょうど議運長が言っていただきましたように、修正等も皆さんから出していただいて、それをまとめて去年も出してしておりますので、そういう形になるんじゃないかなと思っておりますので、今日はそれ以上はもう言えないわけでございまして、皆さんよろしく願いをしておきたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら、あとどういう形で今回の日程の中に組み込んでいけば良いのかという、これは私なりの想定で考えてみたんですが、それだけ日程上を参考に、念頭に置いていただきたいというふうに思うんですが。9月7日に全協で議長から説明があつて、それを受けて今言われたように意見を聞いて、出てきたらそれらを事務局でまとめて、そ

れが上がりますと議運で意見書の調整、先程日程を決めていただきましたが、委員会の余裕がいつ出てくるかによって議運の時期が決まるというふうに思うんですが。昨年は本会議の前の日に議運をしたんですよ。当然、中身がこの原案でみんなが良いということであれば意見を聞く必要はないわけでしょうけども、ただ議長が言われるように、何日か置いて意見を聞いて、この裏にあるような内容を変えるということになれば当然、調整がありますので議運を開催して、できれば前の日じゃなくて17日ぐらいの午前ぐらいに議運をして、そのあとに全協でもして、そういう調整まではしておかんといかんだらうということを経務局とも話したんですが、念頭に置いていただくのが17日の午前ぐらいに議運を開催すると。その後に全協があると。そこで意見調整をして、この場合は全会一致を旨としていくということが前提になろうというふうに思いますので、22日の最終本会議に発委で提案するということになると思うんです。それは次回の議運で発委にするかどうか、この辺りを含めて議論をいただきます。一応、念頭にそういう日程だけ刻み込んでいただければありがたいと思います。全体的に何かあれば。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今の日程なんですけど、審査日がちょっと足りないんじゃないかということで17日まで付託案件審査ということでさせていただいたので、もしかしたら、この朝からまだ委員会が開催されるかもしれないという可能性を残すと、21日の予備日に持ってきていただければ、確実に議運であろうと、全員協議会であろうと開催できる日程になるのかなと思うんですね。もしよかったら21日にしていただければ、委員会としては皆さん助かるんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。この意見書の訂正等につきましては、議運の日程は、一応17日を置いていただきまして、場合によっては21日に変更になるかもしれませんが、あるいは16日に繰り上げがあるかもしれませんが、その点は弾力的に協議をしていきたいと思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように決定をさせていただきます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

それでは意見書等につきましては、事前に議案書と一緒に配布をするけれども、誤解

のないように付記を含めて送るということでよろしゅうございますかね。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきます。

もう1つ決めていただきたいのは、次回の議運の日程を決めたいと思うんですが、これは何をするかと言いますと、先程言いましたようにタブレットが先に出てくるだろうと思います。そういうことで、いつ頃がいいでしょうか。議会が22日ということであれば、9月末はちょっと無理のような感じがしますかね。22日ですから、あと休日がありますね。27日か28日はいかがですか。いつにしましょう。27日ですね。

（「異議なし」の声あり）

それでは9月27日月曜日9時30分から議会運営委員会を予定していきたいと思えます。それでは以上をもちまして、本日の議会運営委員会の全日程を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

（閉会 11時07分）